

第1部

総論

第1章 行動計画の策定にあたって

1 行動計画策定の趣旨

我が国は、世界に例を見ない速さで高齢化が進行しており、2005年に先進諸国の中で最も高い高齢化率20.1%を記録して以降、世界のどの国もこれまで経験したことのない超高齢社会^{*1}を迎えています。その中で、私たちが暮らす秋田県は、2010年の国勢調査で最も高齢化率の高い県になりました。いわば、世界中で進行している高齢化のトップランナーであると言えるでしょう。

こうした状況に対応するため、我が国では、介護保険制度の創設やまちなかのバリアフリー^{*2}化が進められるなど、高齢社会への対策がとられ、一定の成果を上げてきました。これらの対策の多くは、高齢者を一律に「支えられる人」と捉えた視点で形成されてきました。

しかし、高齢者の健康、意欲、経済状態は多様です。また、高齢者の多くは、自身の豊かな経験や知識と技術を活かし、社会の中で活躍したいと考えています。そうした方々が、社会の支え手として活躍の場と機会を得られる仕組みを作ること、同時に、もし支えが必要になっても、その人らしく、いきいきと暮らせる社会にしていくことが重要です。

そこで本市は、これまでの高齢者は「支えられる人」という視点を大きく変えてこの超高齢社会に向き合い、市民一人ひとりが高齢になってもいきいきと暮らせる「高齢者にやさしい都市」を目指し取り組むことにより、これからの本市の成長と発展のエネルギーとしていこうとするものです。

本市は、2011年からスタートした秋田市総合計画「県都『あきた』成長プラン」（第12次秋田市総合計画。2011年3月策定。）において、「エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現」を成長戦略の一つに位置づけ、新たな視点での超高齢社会への対応に着手しました。その一環として、本市は、世界保健機関（WHO）（以下「WHO」という。）が2010年に設立した、エイジフレンドリーシティを目指す世界各都市の連携の枠組みである、WHOエイジフレンドリーシティグローバルネットワーク^{*3}に2011年から参加しています。本行動計画は、ネットワーク参加都市に策定が義務づけられているもので、本市がエイジフレンドリーシティとなるための考え方や取り組むべき基本的方向を示すものとなります。

我が国が誇る長寿社会は、先人の努力によってもたらされた賜物であり、これをより豊かな社会にして次世代に引き継ぐことは、我々の使命です。また、本市はネットワーク参加都市として、国内外の志を同じくする都市に対し、これまでの経験や新たな取組を情報発信していく義務があります。

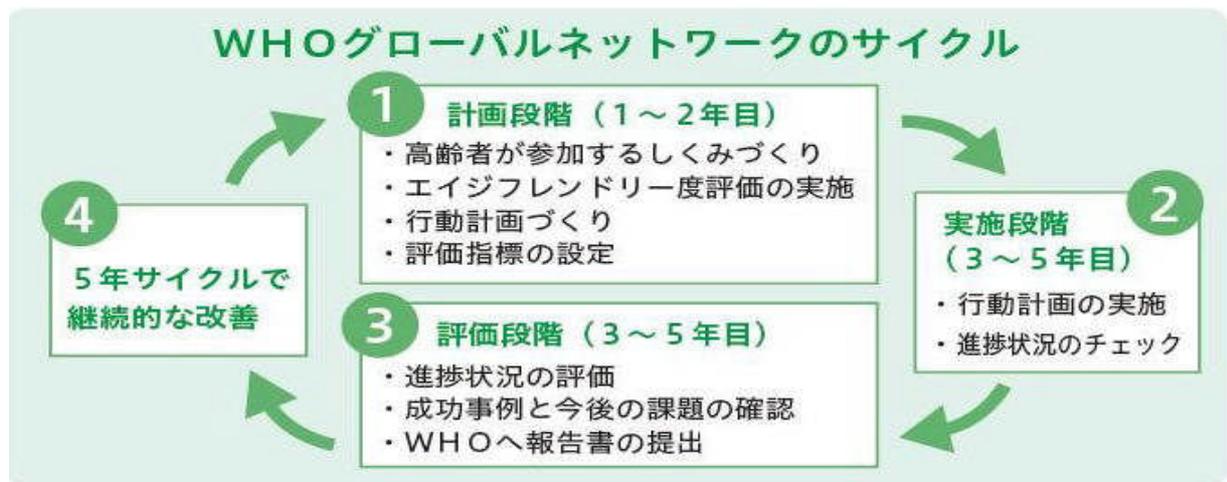
本市は、本行動計画の着実な推進により、次世代に対する使命と各都市への義務を果たしていくことを表明します。

2 WHOエイジフレンドリーシティグローバルネットワークへの参加と行動計画のサイクル

本市は、WHOから客観的な評価を得ながら、効果的かつ継続的な取組を実施するため、WHOエイジフレンドリーシティグローバルネットワーク（以下「グローバルネットワーク」という。）への参加を決め、2011年11月にグローバルネットワーク参加表明書に署名、同年12月にWHOから正式に承認されました。日本国内では、唯一の参加都市です（2013年3月現在）。

グローバルネットワーク参加都市は、行動計画を策定することが義務づけられます。WHOは、行動計画の①計画段階、②実施段階、③評価段階の3段階を、5年サイクルで継続的な改善を行いながら進めることが望ましいとしており、本市の行動計画もこのサイクルに従い、進めていくこととしています。

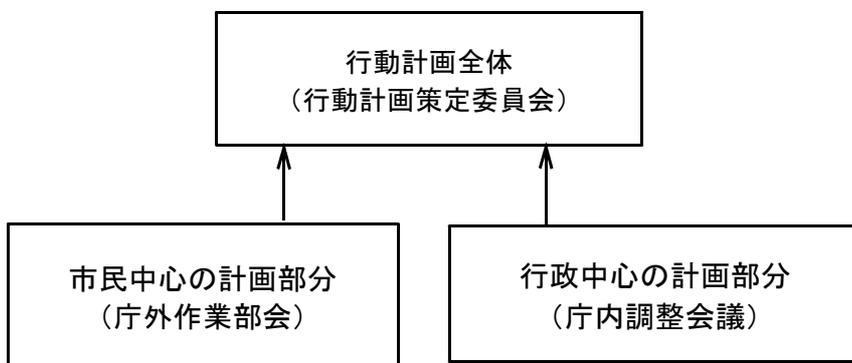
また、WHOは、サイクルのあらゆる段階に高齢者が関わるメカニズムの確立を求めており、本行動計画の推進に当たっては、計画、実施、評価の各段階に、高齢者をはじめとする市民の主体的な参画を図っていきます。



3 行動計画の策定体制

本行動計画の策定にあたっては、市民中心の計画部分を作成する「庁外作業部会」、行政中心の計画部分を作成する「庁内調整会議」、両計画案を協議・調整する「秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会」をそれぞれ設置しました。

「庁外作業部会」の設置は、高齢者を含めた市民自身がエイジフレンドリーシティの実現を自らの問題として捉え、行動計画立案段階から参画することを目的とした住民参画の新しい試みです。市民が具体的な課題解決にむけ、ワークショップ^{*4}形式で話し合い、継続して実施可能な計画を作成しました。



4 秋田市の現状と課題

(1) 秋田市の現状と今後の見通し

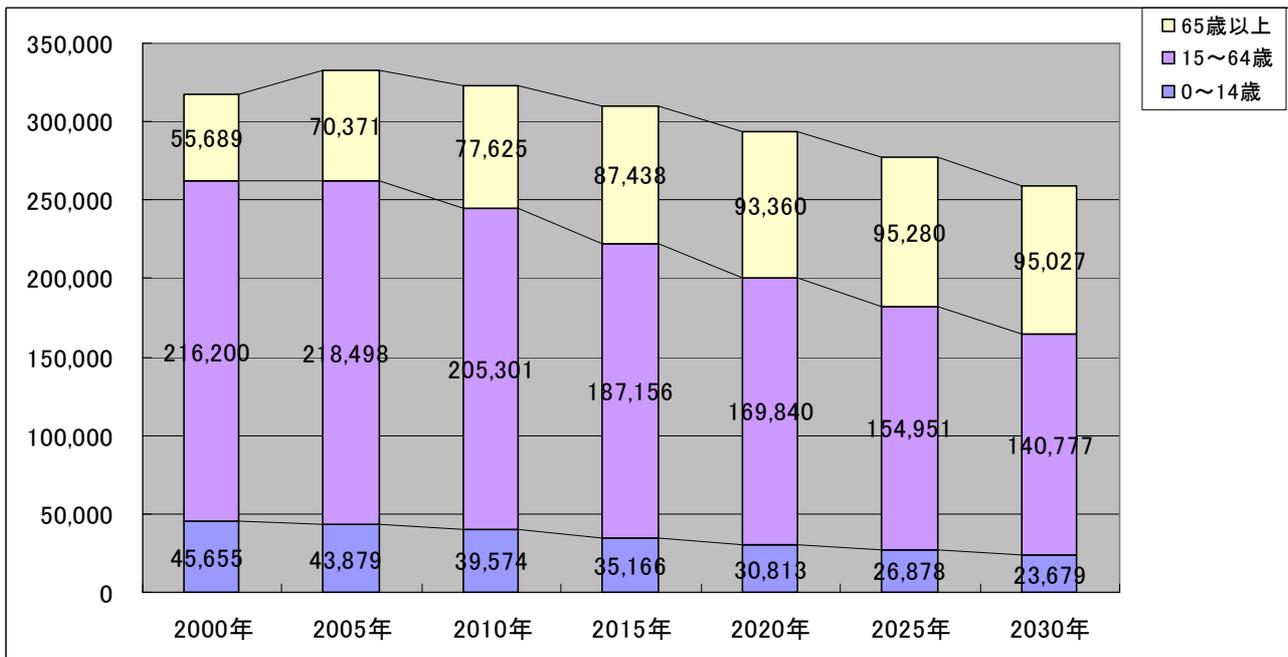
ア 本市の人口と高齢化率^{*5}の推移と将来推計

本市の人口は、2010年に323,600人ですが、2030年には2010年より約64,000人減少し、259,483人になる見込みです。

また、2010年の年少人口（0～14歳）は39,712人、生産年齢人口（15～64歳）は206,009人、老年人口（65歳～）は77,879人ですが、生産年齢人口は、2030年には140,777人、年少人口は23,679人となる見込みです。

今後は、総人口が減少を続け、年少人口・生産年齢人口が減少しますが、高齢人口は増加を続け、2030年には95,027人と人口の36.6%になる見込みです。

① 秋田市の年齢3区分別人口の推移



年次	年齢3区分別人口(人)						総人口(人)
	0～14歳		15～64歳		65歳以上		
2000年	45,655	14.4%	216,200	68.1%	55,689	17.5%	317,625
2005年	43,879	13.2%	218,498	65.6%	70,371	21.1%	333,109
2010年	39,574	12.2%	205,301	63.4%	77,625	24.0%	323,600
2015年	35,166	11.4%	187,156	60.4%	87,438	28.2%	309,760
2020年	30,813	10.5%	169,840	57.8%	93,360	31.8%	294,013
2025年	26,878	9.7%	154,951	55.9%	95,280	34.4%	277,109
2030年	23,679	9.1%	140,777	54.3%	95,027	36.6%	259,483

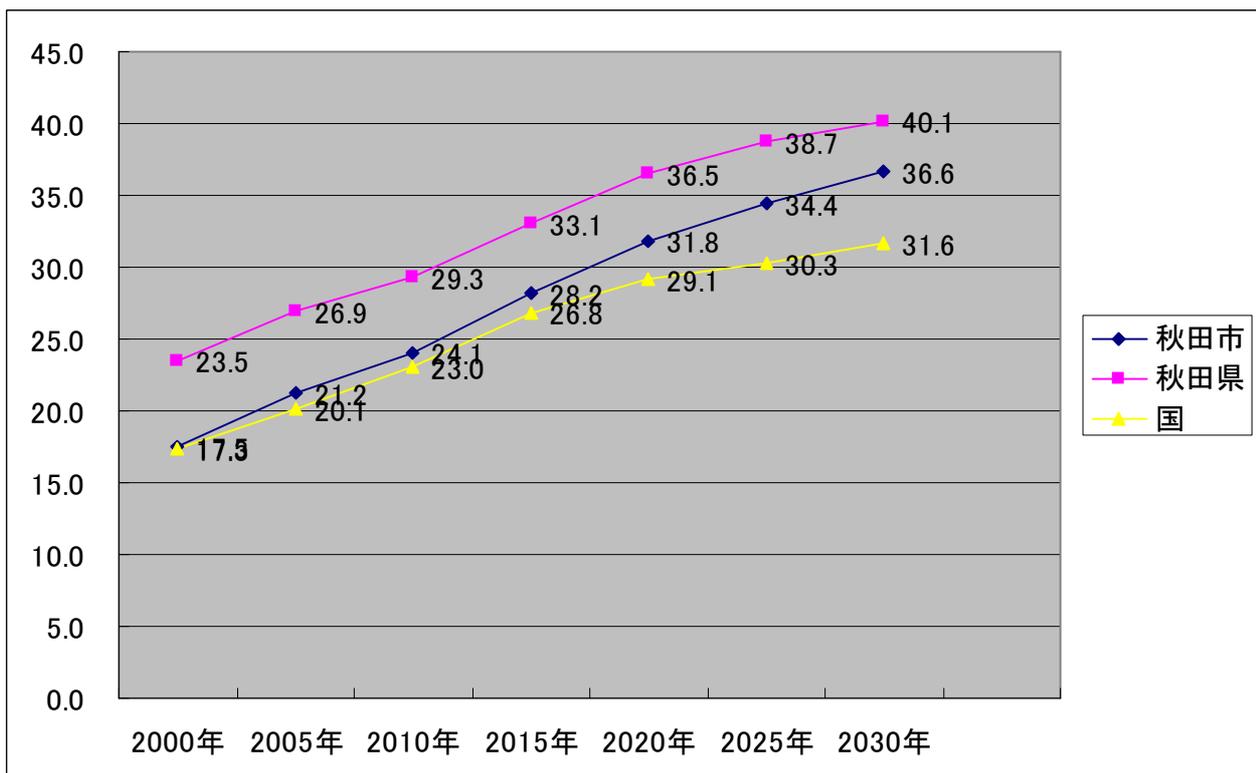
* 2000年～2010年の数値は、「秋田市第7次高齢者プラン」(2012年3月策定)から抜粋。

* 2015年～2030年の数値は、「秋田市の将来推計人口・世帯数 2010年～2030年」(2012年11月推計)によるもの。

*割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

② 国・秋田県・秋田市の高齢化率の推移

秋田市の高齢化率は国の平均を上回り、上昇を続け、2030年には36.6%になります。



年次	国・秋田県・秋田市の高齢化率		
	秋田市 (%)	秋田県 (%)	国 (%)
2000年	17.5	23.5	17.3
2005年	21.1	26.9	20.1
2010年	24.1	29.6	23.0
2015年	28.2	33.1	26.8
2020年	31.8	36.5	29.1
2025年	34.4	38.7	30.3
2030年	36.6	40.1	31.6

* 2000年～2010年の数値は、国、秋田県、秋田市とも国勢調査によるもの。「秋田市第7次高齢者プラン」(2012年3月策定)から抜粋。

* 2015年～2030年の数値は、

秋田市は、「秋田市の将来推計人口・世帯数 2010年～2030年」(2012年11月推計)によるもの。

秋田県は、「日本の都道府県別将来推計人口」(平成19年5月推計)(国立社会保障・人口問題研究所)によるもの。

国は、「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計)(国立社会保障・人口問題研究所)によるもの。

イ 高齢者のみ世帯の推移

2010年の国勢調査による本市の一般世帯数（施設等の世帯を除いた世帯）総数は、131,318世帯となり、世帯規模は1世帯あたり2.40人です。2005年調査の2.48人と比べ、世帯規模は縮小しています。また、65歳以上の高齢者がいる世帯が急増し、一般世帯の38.5%をしめています。特に高齢者単独世帯は、一般世帯全体の9.2%、夫婦のみ世帯は11.3%を占め、大幅に増加しています。

③ 一般世帯における高齢者がいる世帯等の推移

年次	一般世帯総数	高齢者がいる世帯総数		うち単独世帯		うち夫婦のみの世帯		1世帯あたり 人員
		世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	
1995	115,050	30,952	27.0%	4,815	4.2%	8,548	7.4%	2.66
2000	122,971	36,953	30.1%	7,017	5.7%	11,029	9.0%	2.53
2005	131,213	46,073	35.3%	9,826	7.5%	13,374	10.2%	2.48
2010	131,318	50,490	38.5%	12,030	9.2%	14,854	11.3%	2.40

* 「秋田市の人口－2010年国勢調査報告－」（2012年3月）より抜粋

(2) 課題

高齢者数の増加により、病気や日常生活機能の低下など、将来的に多様な福祉ニーズの増加が見込まれます。そのため、公的な福祉サービスや医療などの社会保障給付費は年々増加しますが、負担を担う生産年齢人口の減少により、増加・多様化する福祉ニーズ等に対応することは困難になると予想されます。

こうした現実を踏まえ、私たちは、これまでの「高齢者は支えられる人」という社会から一歩進んで、「高齢者が社会の支え手」として、自身の意欲と能力を十分に発揮して活躍する、高齢者にやさしい社会を実現していく必要があります。

また、一般世帯が少人数化・高齢化し、家庭の扶養能力が低下しています。介護や育児などの負担は特定の養護者・養育者に集中しがちで、その負担感は大きくなっています。このような多様な生活課題は、かつて地域や家族で解決されてきましたが、地域のつながりや住民の地域への帰属意識の低下などにより、身近な生活課題を解決できない人が高齢者を中心に急増しています。今後は、地域社会で公（行政）、共（地域）、私（市民）の役割分担のもと、様々な課題を解決していかなければなりません。

第2章 行動計画の基本的な考え方

1 基本理念および基本方針

1) 基本理念

少子高齢化と人口減少など、社会や経済情勢が大きく変化し、価値観や生活様式など私たちを取り巻く状況も変化しています。この変化に応じ、これまで培ってきた様々な財産を生かしながら、秋田市を元気にし、次の世代に引き継ぐ原動力になるのは、間違いなく人そのものであり、人が元気になるには、希望を持って暮らす毎日の生活がなくてはなりません。

特に、高齢者の方々は、これまでの人生で培った豊かな経験と知識を生かし、地域を支えてこられました。高齢になっても地域社会で活動、活躍することができ、地域のつながりの中でいきいきと過ごせることは、全ての世代にとっての希望であり、秋田の元気を生み出す源となります。

私たちは、エイジフレンドリーシティ(高齢者にやさしい都市)の取組を進めることにより、誰もが秋田市に住んでいてよかったと思えるようなまちの実現を目指します。

基本理念

高齢になっても地域社会で活動、活躍することができ、いきいきと過ごすことができる社会

(2) 8つの基本方針

WHOは、エイジフレンドリーシティ実現のためには、「屋外スペースと建物」「交通機関」「住居」「社会参加」「尊敬と社会的包摂」「市民参加と雇用」「コミュニケーションと情報」「地域社会の支援と保健サービス」の8領域について検証が必要であるとし、この8領域を「高齢者にやさしい都市の8つのトピック^{*6}」と定義しました。

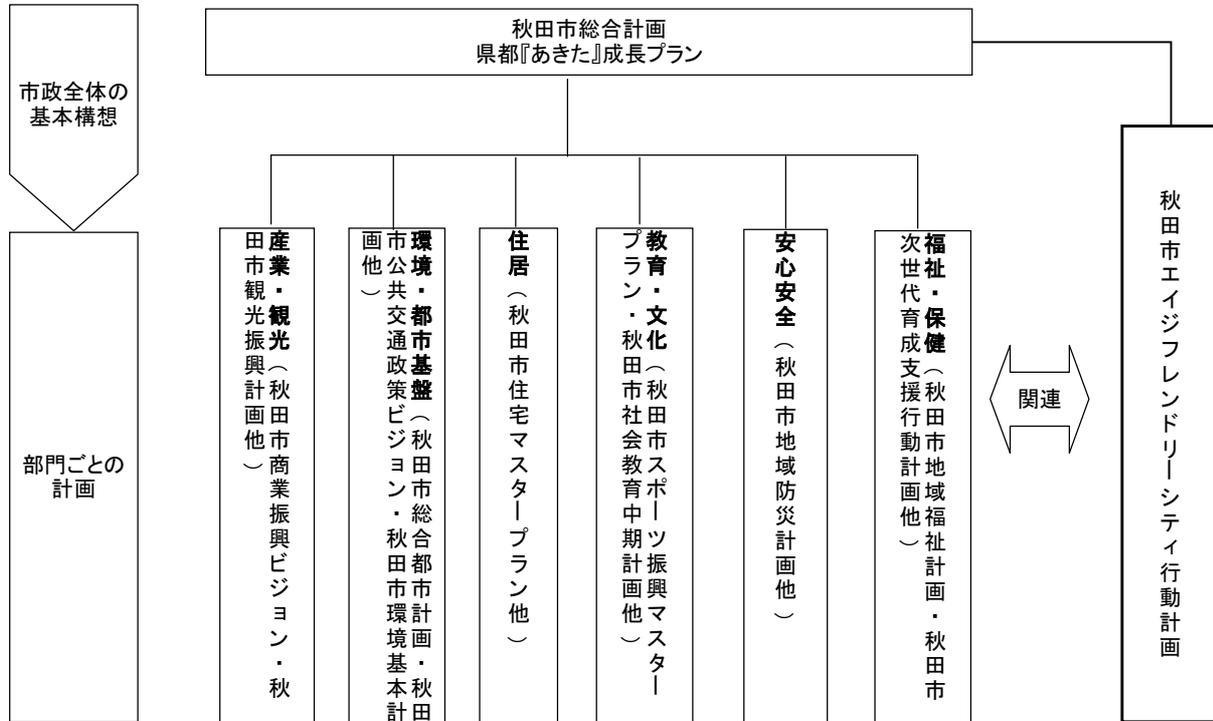
本市は、この定義をもとに、基本理念の実現に向けた行政と市民の取組の方向性を示す、以下の8つの基本方針を設定しました。

【エイジフレンドリーシティの実現に向けた8つの基本方針】

- ・基本方針1 安心安全で誰もが集える屋外スペースと建物、施設の整備を進めます
- ・基本方針2 交通機関の利便性の向上をはかります
- ・基本方針3 高齢者の住環境を整備します
- ・基本方針4 高齢者の社会参加をはかります
- ・基本方針5 あらゆる世代がお互いを認め合う地域と社会をつくります
- ・基本方針6 高齢者の就業や市民参加の機会を増やします
- ・基本方針7 高齢者の情報環境を整備します
- ・基本方針8 保健、福祉、医療サービスを充実させ、地域社会の支援体制を整えます

2 行動計画の位置づけ

本行動計画は、「秋田市総合計画」のもと、「秋田市地域福祉計画」および「秋田市高齢者プラン」など各部門ごとの個別計画との整合を図るものとします。



「秋田市総合計画」では、本市の成長を牽引するために今後成長させることが必要な分野に対して一体的かつ集中的に経営資源を投入する、六つの成長戦略を設定しています。「エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現」は、その一つに位置付けられ、実現を図るため4つの重点プログラムが設定されています。

この4つの重点プログラムは、本行動計画においても、全体を先導していくものとして実施します。

秋田市総合計画「県都『あきた』成長プラン」

【戦略5】エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現

- 戦略の方向性
 - ・ 高齢者の社会参加の機会充実
 - ・ 高齢者の生活の利便性向上

- 重点プログラム
 - I エイジフレンドリーシティ構想の普及啓発
主な事業：エイジフレンドリーシティ構想推進事業
 - II 高齢者の多様な能力の活用
主な事業：高年齢者就業機会確保事業費補助金、要援護者支援体制事業、介護支援ボランティア制度運営経費、傾聴ボランティア養成事業、地域包括支援センター運営事業
 - III バリアフリー化の促進
主な事業：都市公園バリアフリー化事業、エイジフレンドリーシティ構想推進事業
 - IV 高齢者の交通手段の確保
主な事業：バス総合交通改善事業、高齢者コインバス事業

* 重点プログラムの主な事業の概要については、第2部第2章に記載

3 行動計画の計画期間

本行動計画の計画期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。計画期間の最終年度（平成28年度）には、各基本施策、個別施策の目標達成状況の検証を行い、社会情勢の変化等に応じて必要な見直しなどを行い、次期行動計画の策定につなげていきます。

第3章 行動計画の推進体制と進行管理

1 行動計画の推進体制

エイジフレンドリーシティの実現は、公共交通機関の整備、居住環境の整備、社会参加や雇用機会の創出など、広範な分野の課題に対応するため、全庁で横断的にかつ継続的な取組が必要です。このため、本行動計画の個別施策について、定期的な検証と進捗管理を行っていきます。

また、行政のみならず、企業や団体、地域社会などで市民一人ひとりがそれぞれの役割と責任を認識し、協働して問題解決に取り組む必要もあります。本行動計画の推進に当たってはエイジフレンドリーシティという理念を、全庁および広く市民全体に浸透させながら、民間や市民との協働による継続的な取組を展開していきます。

2 行動計画の進行管理

(1) 今後の取組の方向性

本行動計画では、市が中心となって推進する施策であっても、市民や企業、団体などが担うことができる役割について、さらに検討を行い、新たな協働の形が形成されることを目指します。また、市民が中心となって推進する取組については、主体性を損なうことなく、自立した取組ができるよう、行政の役割として支援していきます。

(2) 評価の方法

市中心の行動計画部分については、個別施策ごとに各取組内容・事業の目標、実施期間を明確にし、目標指数を設定し、年度ごとに進捗状況を踏まえて評価します。個別施策ごとの評価により、新たな課題・改善点を次年度以降の計画の実施に反映させます。

市民中心の行動計画部分については、本計画に示した4つの案を、今後さらに具体化し、段階的に実施していく必要があります。評価にあたっては、この実施内容に応じて、できるだけ評価目標を設定し、進捗状況を踏まえて評価します。